

INTERNATIONAL ASSOCIATION

NEWS No. 1 9 4

まっ一ず川崎シンフォニーホールでは、7月23日から8月8日までの間フェスタ サマーミューザKAWASAKI20005を開催します。9つのオーケストラと12人のマエストロ が贈る真夏の祭典です。出演は東京交響楽団、東京都交響楽団、加奈川フィルバーモニー管弦楽団、読売日本交響楽団、東京フィルバーモニー交響楽団、NHK交響楽団、東京シティ・フィルバーモニック管絃楽団、新日本フィルバーモニー交響楽団です。

プェスタ サマーミューザKAWASAKI 2005には、より多くの、より多様な方々にクラシック *音楽へ興味を持っていただくため、7つのポインドがあります。

ボイント 1 は 午後 2 時や 3 時開演といった 早い時間から 行なう オーケストラ 演奏 かあります。 ボイント 2 は途中 能ぐなる人も大丈夫、今回あえて短時間のオーケストラ・コンサートを企画しました。 ボイント 3 は仕事偏りにもデートにも最適、 午後 8 時開演の コンサートがあります。 ボイント 4 は客席が 3 6 0 度 取り面む ウイヤード 形式 による 最高の 普響 空間 で、 スイス・クーン 社製 バイブ数 5 2 4 8 4 の バイブオルガン による 凄腕の 演奏者 の 音色が 楽 0 めます。 ボイント 5 は夏休み家族 揃って子 どもたちも楽 0 めるコンサートがあります。 ボイント 6 は 2 分開 リバー サルと本番コンサート がもっトで楽 0 める ブログラムを用意しました。ポイント 7 は出演していただく 1 2 人の マエスト 0 たちが今回の フェスタ のために独自のプログラムを用意してくれました。

プァンタスティッククラシック ミューザ の 夏 ミューザ 川崎 シンフォニー ホール へ 是非 お 載 しください。

NO.195

^{こんしゅう} はドラマ仕立てで川崎の観光スポット紹介のご案内です。

加齢市には、加崎の観光を国内外に紹介するために DVD とビデオ版で制作された、ドラマ仕立ての PR作品「カウサキの休日」があります。作品は海外の姉妹都市や友好都市をはじめ国内の自治体・観光地にも配布され川崎市の PR に役立てています。

ないよう めいが 3 - ま きゅうじつ い め - じ 2 0 ぶん ど 5 ま お だきゅうせんしんゅりがまかえき 5 かく す む 内容は名画「ローマの休日」をイメージした 2 0 分のドラマで、小田急線新百合ヶ斤駅近くに住む 第字学生がIT関連の仕事で染白した韓国人女性と、ふとしたきっかけで出会い、2人はバイクで市内の名所、岡本太郎美術館や日本民家園、ミューザ川崎、映画の街ラ・チッタデッラなどを巡るうちに恋におちるというストーリー。

がんこうち たん しょうかい えいぞう しぜん かわさき みりょく ったっる しくみ 観光地を単に紹介した映像よりも自然に川崎の魅力が伝わる仕組みになっています。

かわさきし、こんご、はねだくうこう、こくさいか、かわさきりんかいぶ、のません。またぎょうかむらこうそうすいしん 川崎市は今後、羽田空港の国際化や川崎臨海部でのアジア起業家村構想推進などにより、訪れる がいこくじん、おおはば、そうか 外国人が大幅に増加することが見込まれます。

そこでこの作品には日本語版のほか、外国人ボランティアグループ「KFV」の協力により、英語、 ボングル、中国語に翻訳された字幕版も用意されています。字幕版は外国人市民の川崎の魅力 再発見に、また外国語を学ぶ教材にも活用できます。

DVD は 2 , 0 0 0 0 円 で 販売 し て い ま す 。 ご希望 の 方 は 川崎市 観光 協会 連合会 電話 0 4 4 - 5 4 4 - 8 2 2 9 までご連絡願います。

くりしく かりをきししょうぎょうかんこうか でんり 詳しくは川崎市商業観光課 電話044-200-2327までお問合せください。

NO.196

こんしゅう かわさきしたぶんかきょうせいしゃかいすいしんししん こぁんない 今週は川崎市多文化共生社会推進指針のご案内です。

が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現を自指すことを 基本目標に川崎市多文化共生社会推進指針を作成しました。

川崎市は,臨海部に工場が立地し始めた 1 9000 年代初頭から今日に至るまで、日本各地やさらには朝鮮半島を初めとする海外から多くの人が移り住み、発展してきました。新たに市民となった人たちが地域に根付いて多様な文化が交流することにより、本市は活気はふれる多文化のまちとして成長してきています。

したけんで、 でいます では、 では、 では、 でいまない でいてくじんしゅん したい するへんけん まくつ かいしょう 対する偏見や差別を解消するため、 意識啓発や諸制度の改善等に努めてきました。

さらに、近年は外国人市民が急増し、多民族化が進んできたことから、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互がに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らずことができる多文化共生社会の実現が課題となっています。

そのため、本市では、2000年に策定した川崎市人権施策推進指針を踏まえ、このたび多文化 ままうせいしゃかい 共生社会の実現に向けた基本的な考え方と施策の具体的推進内容を示す川崎市多文化共生社会 推進指針を策定しました。

本市はこの指針に基づき、市民、事業者、ボランティア団体等と連携・協力して、外国人市民に かかわるしきくなど たいけいてき そうごうてき すいしん 関わる施策等を体系的かつ総合的に推進していきます。

本指針は各区役所、支所、出張所、市民館、図書館等、主な公共施設で閲覧できる他、指針の概要版を配布しています。詳しくは市民局人権・男女共同参画室 外国人市民施策担当 電話 0.444-2000-2360 までお問合せください。